

三次市教育委員会訓令第1号

三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月3日

三次市教育委員会教育長 松村智由

三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令

三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱（平成16年三次市教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

備考	
----	--

」

を

「

備考	年 月 日 登録内容に相違ありません。
----	---------------------

」

に改める。

附則に次の1項を加える。

(みなし規定)

- 3 様式第1号中の所属長については、広島県立学校及び広島県内各市町立学校（広島市立学校を除く。）間の異動（広島県の人事交流事業等による他の都道府県の学校からの異動を含む。）について、登録事項に変更がないことを申し出た場合は、同様式備考中にその旨を記載し、署名又は押印することにより、旧所属長名をもって、新所属長名とみなす。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。